

# 第1章 総 説

- I 学校安全の意義
- II 学校安全の領域と内容
- III 学校安全計画の作成
- IV 安全教育の進め方
- V 安全教育の評価
- VI 学校における安全管理



## I 学校安全の意義

奈良県教育委員会が示す「学校教育の指導方針」では、指導の重点目標として「確かな学力の育成」「豊かな人間性の育成」「たくましい心身の育成」の3つが示されている。

これら3つの指導の重点目標を達成するために、子どもたちを災害や事故等の危険から守るための体制づくりを進めるとともに、自ら身を守る意識や行動力を身に付けさせる指導を充実させるなど、具体的で実践的な安全教育を展開する必要がある。

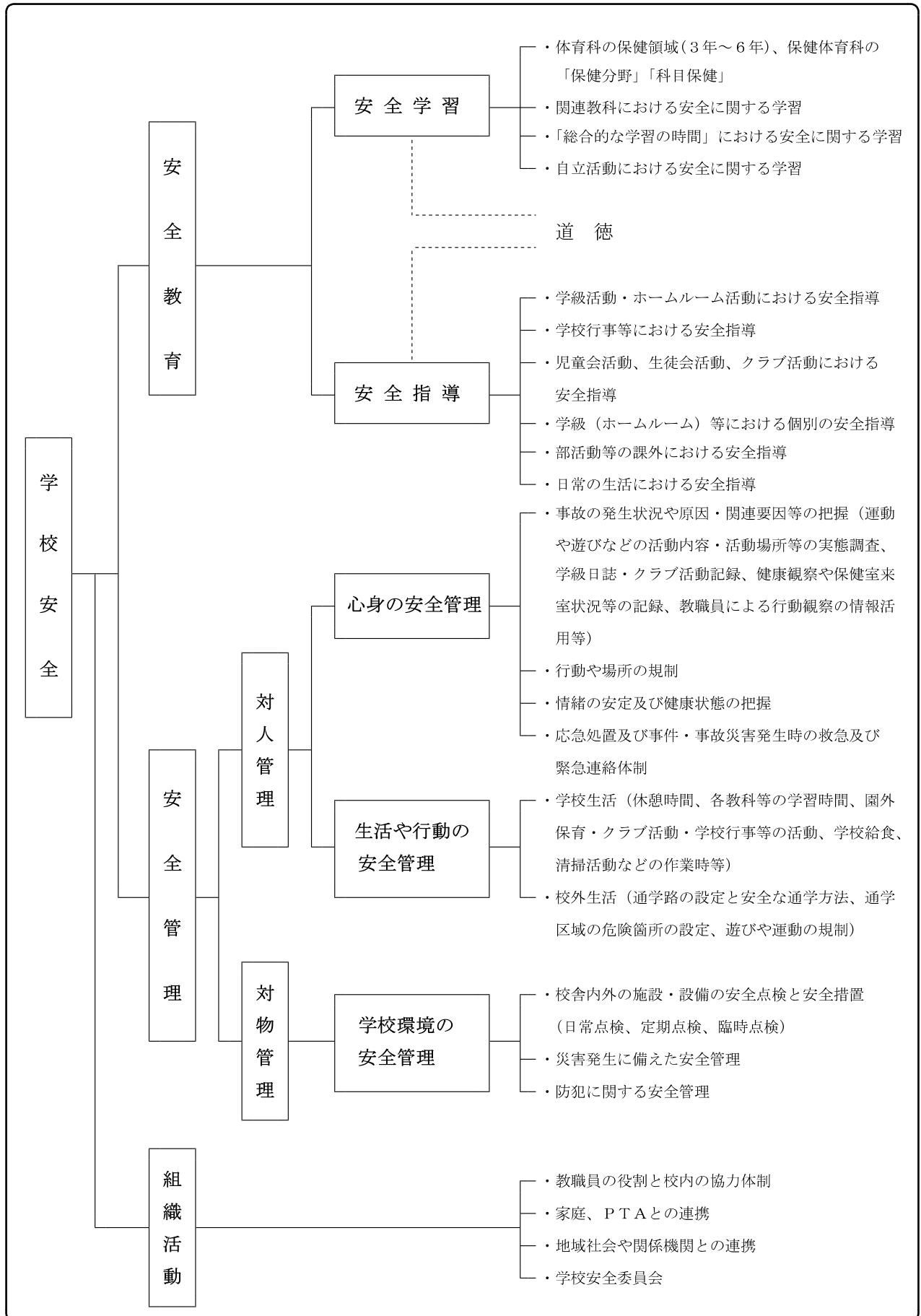
また、「豊かな人間性の育成」や「たくましい心身の育成」に向けては、生涯にわたって健康を保持するために必要な知識や実践力を身に付けさせるなど、安全教育とともに学校保健や食に関する指導も含めた健康教育を充実させることが極めて重要である。

現在、幼児期から学齢期を経て成人に至るまでの年齢層における死亡原因をみると、「不慮の事故」が死因別の第1位となっており、このことから幼児、児童及び生徒（以下児童生徒等とする）を取り巻く環境は、十分に安全が確保されている状況にあるとは言い難い。とりわけ、学校管理下での事故災害や交通事故は若干減少気味にあるものの予断を許さない状況であり、学校教育の中にも多くの課題が見受けられる。

これらのことから、安全教育は児童生徒等が自他の生命の尊重を基盤として安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、積極的に安全な環境づくりに参画できるようにすることをねらいとしている。

そのためには、地域社会とともに「安全文化」の創造をめざして保護者や関係機関等と密接に連携しながら、学校安全に関する諸活動を推進しなければならない。

## II 学校安全の領域と内容



### Ⅲ 学校安全計画の作成

#### 1 学校安全計画作成上の基本的視点

P 170 資料 1 参照

学校安全計画は、学校保健法第 2 条で作成が義務付けられている学校保健安全計画のうちの安全に関する計画である。

学校安全計画は、安全教育の内容と安全管理の内容とを統合し、安全に関する諸活動の総合的な年間計画として立案することが重要である。

#### 2 学校安全計画の内容

学校安全計画を作成するには、下記に示す各事項を盛り込んで作成すること。

##### (1) 安全教育に関する事項

- ① 関連教科、道徳、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- ② 月別・学年別の安全指導の指導事項
- ③ 学校行事、学級（ホームルーム）活動、児童（生徒）会活動、クラブ活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
- ④ 課外における指導事項
- ⑤ 個別指導に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

##### (2) 安全管理に関する事項

###### 〈生活安全〉

- ① 施設・設備、器具・用具等の安全点検に関する事項
- ② 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束、安全確保のための方法等に関する事項
- ③ 生活安全に関する意識や行動、事故災害の発生状況等の調査事項
- ④ 校内及び通学路における誘拐・暴力等の犯罪防止対策に関する事項
- ⑤ 不審者等による緊急事態発生時の通報及び緊急体制に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

###### 〈交通安全〉

- ① 通学路の設定と安全点検に関する事項
- ② 通学の安全に関するきまり・約束事項
- ③ 自転車、二輪車、自動車の使用に関するきまり・約束事項
- ④ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査事項
- ⑤ その他必要な事項

— 〈 災 害 安 全 〉 —

- ① 防災のための組織づくり、連絡方法に関する事項
- ② 避難場所、避難経路の設定と点検・確保に関する事項
- ③ 防災設備の点検事項
- ④ 防災情報の活用事項
- ⑤ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査事項
- ⑥ その他必要な事項

(3) 安全に関する組織活動

- ① 家庭、地域社会、関係機関との連携を密にするための学校安全委員会等の開催に関する事項
- ② 教職員や保護者等を対象とした安全指導、応急手当、防災等の研修に関する事項
- ③ 家庭、地域社会、関係機関と連携した防犯、防災、交通安全等に関する具体的な活動
- ④ その他必要な事項

## IV 安全教育の進め方

### 1 基本的な進め方

安全教育の目標を実現するためには、あらかじめ各学校（園）や地域の実態を踏まえた基本的な指導方針を明らかにしておく必要がある。その上で指導計画を立て、安全教育を意図的、計画的、継続的に推進しなければならない。

指導の領域としては、教科学習や道徳における安全学習、特別活動や課外活動における安全指導など学校の教育活動全体を通じて行わなければならない。

また、児童（生徒）会活動、クラブ活動など特別活動や課外活動においては、児童生徒等の自発的、自治的な活動の中で必要に応じて安全学習及び安全指導が行われる必要がある。

### 2 安全学習及び安全指導

以下、各領域の中で行われる安全学習及び安全指導の留意事項について示す。

#### (1) 関連教科等における安全学習

① 体育科及び保健体育科を中心に、系統的に進める。

特に事故災害の原因や防止の仕方、事故発生時の応急手当等は、保健の学習において計画的に実施する。

② 社会科、理科、生活科、図画工作科、家庭科（技術・家庭科）等においても、その特性に応じて、適宜、安全学習や安全指導を行う。

③ 総合的な学習の時間においては、安全に関する具体的な課題を取り上げて学習することが可能である。

#### (2) 学級（ホームルーム）活動における安全指導

① 児童生徒等の心身の発達段階や安全に対する意識や行動の実態に即して、計画的、系統的に行う。

② 地域や学校における安全に関する課題を内容として、児童生徒等の学習意欲を高め、安全に関する適切な意志決定や行動選択ができる資質や能力を育てよう指導する。

### (3) 学校行事における安全指導

#### 〈 交通安全指導 〉

- ① 学校が定めた交通安全の日や地域の交通安全運動などに関連して行う。
- ② 入園・入学時や長期休業前後に行う。
- ③ 交通事故の実態、道路の歩行、横断、信号機等、交通安全施設の利用、自転車の安全な乗り方や自転車の点検・整備、さらに、二輪車・自動車の機能や特性などについて、学年または全校の児童生徒等を対象とした交通安全講話や訓練、その他の実践的な指導を行う。

#### 〈 避難（防災）訓練 〉

- ① 火災、地震、風水害等の災害の発生を具体的に想定して訓練を行い、適切に対処することができるようにする。
- ② 学校や地域の実情に即して予想される様々な事態を想定し、年間を通じて計画的に行う。
- ③ 災害などの発生の際、高齢者や障害のある人たちなどの安全にも配慮することができる態度や能力を培う。

#### 〈 防犯指導 〉

- ① 通学時や放課後、自宅周辺などで、犯罪発生の危険性が高い場所・時間帯の確認を行う。
- ② 犯罪被害から身を守るための具体的な方法（危険性の高い場所や時間帯を避ける、逃げる、助けを求める、駆け込む（子ども 110 番の家等）、近くの先生や大人に知らせる、110 番通報するなど）について指導する機会を設ける。
- ③ 児童生徒等の活動範囲の広がる長期休業前の指導は特に重要である。
- ④ 家庭、地域社会、関係機関の協力・参加を得て実施していくことが不可欠である。

#### 〈 安全に関する意識を高める行事 〉

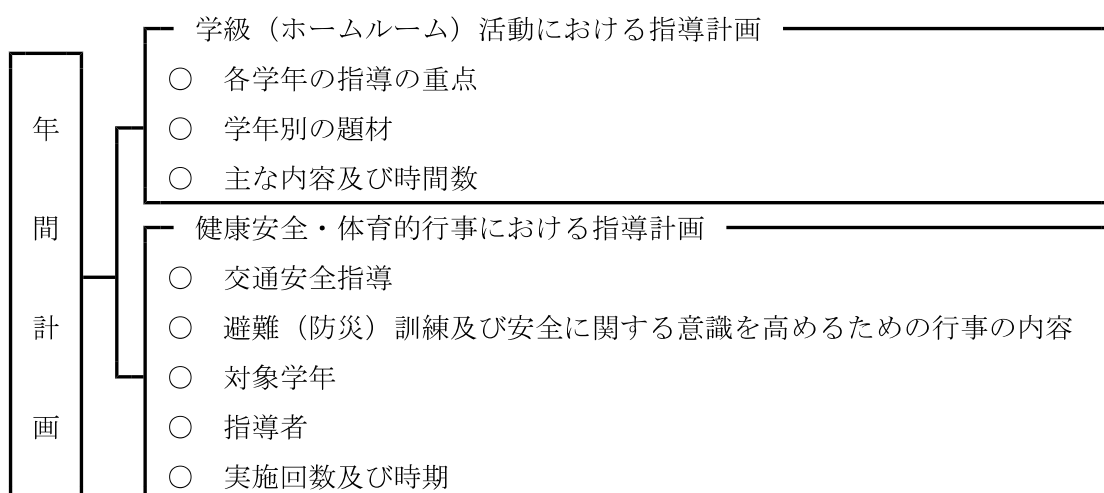
- ① 学校が定めた交通安全の日や防災の日などの機会を有効に活用し、実技講習、安全に関する講話、映画会、意見発表会、などを実施する。
- ② 特定の日以外にも、全校集会、文化祭、標語やポスターの掲示等、様々な機会を活用し、児童生徒等一人一人の安全意識を高めるとともに、全校的に安全に対する意識を高める。

#### (4) 児童（生徒）会活動及びクラブ活動等における安全指導

- ① 児童（生徒）会活動においては、それぞれの活動を通じて、校内競技大会や球技大会等における安全、清掃活動や作業時の安全、登下校時の安全、自転車・二輪車利用時の安全等に関する問題を取り上げ、意識の高揚を図る。
- ② 安全な学校生活を送るための努力目標やきまり・約束等を設定し、安全に関するキャンペーン活動や調査活動などを行う。
- ③ 交通安全や防災、防犯に関して学校間の相互交流を図ったり、地域社会との連携を深めたりするなど実践的な活動を行う。
- ④ クラブ活動や部活動は、異なった年齢層の集団による活動であるため、安全に関する知識や行動面に差があることなどに配慮して、安全に活動できる態度や技能が身に付くよう実践的な活動を行う。
- ⑤ 児童生徒等の個性を伸長する視点に立って、学級（ホームルーム）活動や学校行事における安全教育の成果を生かした実践的な活動が展開されるよう支援する。

### 3 安全教育の指導計画

安全教育を効果的に推進するためには、学校の教育活動全体を通じて行われる安全に関する指導との密接な関連を考え、全校的な立場から安全教育を推進していくための年間計画を作成しなければならない。



※ 年間計画の推進は、教職員の共通理解を図るとともに、役割を明確にし、家庭、地域社会、関係機関を含めた協力体制を整備して進めなければならない。



## V 安全教育の評価

### 1 安全教育の評価の重要事項

安全教育において評価を行うことは、一人一人の児童生徒等が安全教育の目標をどの程度達成したか、教育内容や方法における問題点は何かなど、安全教育のよりよい内容・方法を作り上げていくうえで非常に重要である。

そのための、留意事項を以下に示す。

- ① 事故の発生件数のみによって、その成果を評価しないこと。
- ② 多様な側面から評価を行うこと。
- ③ 事故発生の主要因である行動と、それにかかわる諸要因について調査し、評価を行うこと。
- ④ 得られた情報が、今後の安全教育を改善するうえで貴重な資料となる評価を行うこと。
- ⑤ 安全教育の指導計画について、評価を行うこと。

### 2 指導計画の評価の内容

安全教育の指導計画の評価を行う際には、指導計画の評価表などを作成して、各項目ごとに評価を行うことが望ましい。

評価項目としては次のような内容が挙げられる。

- ① 全校的な指導体制が確立されているか。
- ② 教職員間の連携がとれているか。
- ③ 日程や時間、実施回数は適切であるか。
- ④ 安全管理との連携がとれているか。
- ⑤ 幼児児童生徒の実態、地域の特性を反映しているか。
- ⑥ 指導の内容や方法に問題はないか。
- ⑦ 指導に必要な教材・教具・資料等が整備されているか。
- ⑧ 家庭、地域社会、関係機関等の協力や理解が得られているか。

## VI 学校における安全管理

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危機を速やかに除去するとともに、事件・事故や災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全を確保することである。

安全管理の意義は、児童生徒等の安全を確保することだけにとどまらない。安全管理における環境を整備することは、児童生徒等が安全に行動が移せるように意思決定をしたり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。また、安全管理は、原則として校長をはじめ教職員が主体的に行うものであるが、児童生徒等に積極的に参加させることによって児童生徒等の安全管理の能力を向上させることも期待できる。

### 1 学校環境の安全管理

#### (1) 学校環境における安全管理の方法

##### 〈安全点検の種類と対象〉

	時期・方法等	対 象
定期の安全点検 (学校保健法施行規則22条5第1項)	○ 毎学期1回以上 ○ 計画的に、また教職員全員が組織的に実施(場合によっては専門家の点検が必要)	○ 児童生徒等が使用する施設・設備及び防火に関する設備などについて
	○ 毎月1回 ○ 計画的に、また教職員全員が組織的に実施(場合によっては専門家の点検が必要)	○ 児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、階段、ベランダ、便所、手洗い場、給食室、屋上など
臨時の安全点検 (学校保健法施行規則22条5第2項)	○ 必要があるとき ・ 運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・ 暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・ 近隣で危害の恐れのある犯罪(侵入や放火など)の発生時等	○ 必要に応じて点検項目を設定
日常の安全点検 (学校保健法施行規則22条7)	○ 毎授業日ごと	○ 児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について

※ 個々の点検は、目視・打音・振動・負荷・作動等を組み合わせて行う。

〈 安全点検の事後措置 〉

「学校においては、前条の安全点検を行ったときには、その結果に基づき、必要に応じて危険箇所の明示、施設及び設備の修繕等、危険を防止するための措置を講じなければならない。」(学校保健法施行規則第22条6)

点検の結果に応じて、危険物の除去、施設・整備の修繕、危険箇所の明示、立ち入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じなければならない。

事後措置が学校内で実施できない場合には、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図ること。

(2) 学校環境における安全管理の対象

〈 校舎内等の安全管理 〉

教 室	床や腰板などの状態、くぎ、びょうなど危険の有無、教室の窓枠、窓からの転落の危険性、出入口の扉の危険の有無及び机、いす、戸棚、その他の備品の配置などについても配慮する。
廊下、階段、ベランダ、昇降口	廊下の窓枠の破損の有無、フェンスの危険の有無、廊下や階段、昇降口やベランダなどの不要物の有無について配慮する。
便 所 水飲み場	便所や水飲み場は、多数の児童生徒等によって同時に使用される場所であるため、周囲の危険物や使用上のマナーについても常に安全を確かめておく必要がある。また、水飲み場、洗口場、手洗い場等は、清潔を保つとともに、滑らないようにするなどの配慮が特に必要である。
屋 上	金網の高さ、床やフェンスなどの破損の有無など、危険のない状態にしておかなければならない。また、使用しない場合には、屋上への出入口の施錠などの管理を適切に行う必要がある。
給 食 室	食中毒や火災の発生が懸念される場所であり、調理器具の保管状態、ネズミや害虫等の駆除、刃物類の始末、防虫網の整備、火気の後始末や電気、ガス使用の管理、運送用のコンテナの取扱いなど万全に管理されなければならない。

特別教室等	特別教室や準備室等の薬品戸棚の管理、電源、ガスなどの安全装置、危険標識等の整備、刃物類の管理、実験用の危険薬品や保健室の薬品の貯蔵と管理は、常に万全でなければならない。
体育館	床板や壁面の破損状況、電源等の安全、体育施設や体育用具の破損の有無、取付け口や固定口の破損の有無などについて確かめるとともに安全管理に配慮する。
校舎等の外壁	校舎等の外壁の亀裂、表面仕上げ材の浮きなどから剥落等の危険の有無について配慮する。

〈 校舎外等の安全管理 〉

運動場・園庭等	地面の勾配、凹凸の状態、排水の状態などについて点検し、危険物（ガラス、石、くぎ等）の除去を行い、常に安全な状態に整備しておくよう配慮する。
遊具、体育等の固定施設、移動施設	固定施設については、遊具、鉄棒、野球場等のバックネットなどの破損の有無や周囲の状態、設置状態、砂場、掲揚塔等の状態について常に安全を確かめ、けがが起こらないようにしておかなければならない。また、サッカーやハンドボールのゴールポストなどの移動施設については、特に固定の状態、破損の有無を確かめるとともに、移動した場合、固定状況の点検を実施する。
運動用具等の倉庫	倉庫や用具の整理・整とんに努めるとともに、常に施錠ができる状態になっているかの確認が必要である。また、用器具等の保管状態や取扱い、児童生徒等の出入状況の把握などについても配慮する。
プール	浄化・消毒装置やシャワー、洗眼器などの設備が設置目的に合った機能を果たしているか、それが安全に使用されているか、また、プールの中に危険物や異物などが混入していないか、プールの排水溝、プールサイドやプールの周囲が安全な状態に保たれているかなどについて、常に確認しておくよう配慮する。
足洗い場	周囲の危険物の有無、周囲が滑りやすくなっていないか、排水の状態などについて確かめ、安全な状態が保たれるよう配慮する。

### (3) 災害発生に備えた安全管理

災害発生に備えた安全管理は、火災や地震などの災害発生時の避難に関する事項、地震等への備えに関する事項について、市町村の防災計画や地域の自主防災組織等の関係機関と十分検討する必要がある。災害発生時には、学校は避難所となることから、衛生管理にも配慮した安全管理について検討すべきである。

防災に関連する施設や設備（防火シャッター・シューター等）については、誤作動によるけがなどが発生しないよう、日常の安全性の観点からの安全管理も必要である。

### (4) 防犯に関する安全管理

#### 〈 日常の安全確保 〉

#### ① 職員の共通理解と校内体制の整備

児童生徒等の安全確保に関する教職員の共通理解と意識の向上を図り、危機管理マニュアルなどの作成により、校内体制を整備する。

#### ② 来訪者の確認

来訪者への案内・指示、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声かけや名札などによる識別などについて検討し、必要な対策を実施する。

#### ③ 不審者情報に関する関係機関との連携

学校周辺や地域の不審者情報に関する関係機関との連携を図るとともに、近接する学校等間の情報提供システムを整備する。

#### ④ 始業前や放課後、授業中や昼休み等における安全確保の体制整備

教職員やボランティアなどによる校内巡回等について検討し、必要な対策を実施する。

#### ⑤ 登下校時における安全確保

通学路による登下校の徹底、通学路の要注意箇所の把握を行う。通学路の要注意箇所を示した「安全マップ」などを作成し、その情報を児童生徒等に周知する。

また、地域の関係機関との連携を図り、「子ども110番の家」などの登下校時の緊急の際の避難場所を児童生徒等に周知したり、登下校時の緊急の際の対処法の指導などについて検討し、必要な対策を実施する。

#### ⑥ 校外学習や学校行事における安全確保

綿密な計画の作成と安全の確認、児童生徒等への事前の安全指導の十分な実施及び緊急事態が発生した場合の連絡方法などの確立について検討し、必要な対策を実施する。

⑦ 安全に配慮した学校施設の開放

開放部分と非開放部分とを明確に分けること、不審者等の侵入防止策（施錠等）の実施、保護者やPTAなどへの積極的な協力要請等、必要な対策を実施する。

⑧ 学校施設面における安全確保

校門、囲障、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、錠の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備、死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性などについて検討し、必要な対策を実施する。

〈 緊急時の安全確保対策 〉

① 不審者情報がある場合の連絡等の体制整備

警察のパトロールの実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者、PTA、地域自治会等による学校支援ボランティアの巡回協力体制（学校内外）の整備について検討し、必要な対策を実施する。

② 不審者の立ち入りなど緊急時の体制

校長、教頭または他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等に対応できる体制を確立する。また、警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報体制の整備を図るとともに、緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や児童生徒の避難訓練を実施する。さらに、警備員等を配置している学校については、警備員等による巡回の効果的な実施と速やかな対応について検討する。

③ 開かれた学校の推進と防犯のための安全管理

児童生徒等の安全確保策を講じつつ、開かれた学校づくりと外部からの不審者等の侵入防止のための安全管理とを区別しながら、同時に進めていく必要がある。

その際、学校に設置されている学校保健・安全委員会や学校評議員等の活動と関連させたり、警察、PTA、自治会、地区防犯協会等と綿密に連携しながら学校の安全確保を図っていくことが重要である。

④ 保護者や関係機関等との連携による安全確保

児童生徒等が犯罪や事故の被害から自分の身を守るために、注意すべき事項について家庭で話し合ったり、警察、PTA、自治会、地区防犯協会等の協力を得て、要注意箇所点検や不審者などの情報の伝達、学校内外や地域の巡回、「声かけ運動」「見守り運動」等を学校と地域、関係機関・団体が一体となって展開することが必要である。

## 2 通学の安全管理

### (1) 通学路の設定と安全確保

通学路の設定とその安全確保に当たっては、交通事情等を配慮し、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、可能な限り安全な通学路を設定する。さらに、通学路の安全性が恒常的に確保されるよう、保護者、警察や地域の関係者などの協力を求め、対策を講じておく必要がある。

対 象	項 目
通学路の設定	<p>通学路の条件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① できるだけ歩車道の区別がある。</li><li>② 歩車道の区別がない場合は、交通量が少なく、幅員が児童生徒等の通行を確保できる。</li><li>③ 遮断機のない無人踏切は避ける。</li><li>④ 見通しが悪く、これまで交通事故の発生が多いなどの危険箇所は避ける。</li><li>⑤ 横断箇所に横断歩道、信号機が設置されていることや、警察官、保護者等の誘導が行われたりしている。</li><li>⑥ 死角の多い箇所、民家が少なく人の目のとどきにくい箇所、街灯が設置されていない箇所などは避ける。</li><li>⑦ 犯罪の発生する可能性が低い。など</li></ul>
通学路の安全確保	<p>安全確保のための方策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する。</li><li>② 場所や状況により交通規制を要請する。</li><li>③ 特に危険な箇所では、警察官や保護者等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する。</li><li>④ 障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し、適切に対処する。</li><li>⑤ 家庭、地域社会、関係機関との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する。</li><li>⑥ 近隣での事件発生や不審者情報がある場合などの状況に応じて、保護者や地域のボランティアの協力により、引率や見守りができる体制を確立する。</li><li>⑦ 「子ども110番の家」の設置など関係機関と連携し、緊急避難場所を確保する。 など</li></ul>

(2) 徒歩及びバス、電車交通機関利用による通学の安全確保

対 象	項 目
一般的安全管理	① 児童生徒等一人一人の通学方法の把握 ② 集団登下校における集合場所の危険性や人数の適切性 ③ 校外指導での家庭や地域の関係機関・団体等との連携 ④ 校外指導の計画的実施 ⑤ 部活動等で下校時刻が遅くなる場合の下校の仕方（交通事情や防犯等への配慮）など
通学方法等に応じた安全管理	① 保護者から教員への児童生徒等の引き渡し ② 交通量の多い地域での対処（登校時間帯における車両進入禁止区分等の設定） ③ バス、電車等の利用者への安全確保に関する周知（乗降時や乗車中の行動、降車後の横断や移動） など ④ 他の歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮 など
悪天候や自然災害発生時における安全管理	① 気象情報や災害情報の入手 ② 状況に応じた臨時休校、登下校時刻や通学順路の変更等の対処 ③ 状況に応じた保護者の同伴登下校、教職員の引率等の対処 など



### 3 事件・事故発生時の安全管理

#### (1) 事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制

事件・事故災害が発生した場合には、児童生徒等の安全確保や通報など、必要な措置を行うとともに、速やかに適切な応急手当を行わなければならない。

応急手当は、傷病の悪化を防ぎ、引き続いて行われる専門的処置の有効性を高めるための手当であり、傷病者の苦痛を緩和する効果もある。

応急手当には、迅速さや正確さが要求されるため、救急処置及び緊急連絡体制が確立されている必要がある。全教職員が様々な状況や傷害等に対する応急手当の手順と技能を習得していることが求められる。

※ 応急手当については、応急処置P156を参照

#### ① 校内での救急及び緊急連絡体制

事件・事故が発生した場合には、その場に居合わせた教職員が速やかに応急手当等を行う。また、直ちに養護教諭や他の教職員の応援を求め、必要に応じて救急車を手配する。併せて、周囲の状況を整え、児童生徒等の動揺を抑える。

また、保護者、学校医、教育委員会等へ連絡する。事後措置としては、引き続き保護者等との連絡・対応を行うとともに、教職員間の共通理解、児童生徒等への指導、さらには、必要に応じてPTA、警察、報道機関等への対応を行う必要がある。

#### ② 遠足（旅行）・集団宿泊的行事における救急及び緊急連絡体制

あらかじめ、経路や現地における交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の有無など詳しく調査しておく必要がある。また、事前に引率する教職員の中から救護担当者を決め、緊急事態への対処体制を確立しておく。

特に、野外活動等の際には、医師、看護婦、養護教諭等の専門的能力が高い者を同行させることが望ましい。

万一、事件・事故災害が発生した場合には、状況に応じた適切な応急手当を行う。

また、児童生徒等の人員を点検し、その掌握に努めるとともに、児童生徒等が動揺しないように冷静な態度で的確な指示を与える。引率責任者は、事件・事故災害の状況及び対処の概要を学校へ急報する。学校はそれを受け、保護者と教育委員会に事件・事故災害の連絡と報告を行う。事件・事故災害の状況によっては、活動の継続の有無、日程の一部変更などについても、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

## (2) 火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害発生時などの安全措置

それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めた防災のための組織を確立する。安全措置では、児童生徒等の安全を最優先しつつ、教職員自らの安全を確保する。また、教職員は、避難方法に習熟し、事故災害発生時には、冷静かつ的確に指示を行う。

なお、災害発生に備えるためには、防災体制の役割分担、消火器等防災設備の配置や使用法、避難方法や避難場所、非常持ち出しなど、体制の整備及び対処法について教職員の共通理解を得ておく必要がある。

### ① 火災

- ① 発見者は他の教職員や周囲に火災発生を伝える。
- ② 消防署に通報し、可能ならば初期消火を試みる。
- ③ 児童生徒等に対しては、動揺を抑え、迅速かつ安全に避難させる。
- ④ 避難に際しては、残留者や負傷者の有無の確認及び適切な事後措置を行う。
- ⑤ 負傷者には応急手当を行い、医療機関に連絡及び搬送する。
- ⑥ 防火体制としては、防災本部を設け、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護等の役割分担に応じて、全教員が対応できるようにしておく。

### ② 地震、津波（津波は海辺への遠足や旅行時等の対応として必要）

- ① 教職員は冷静さを失わず、的確に指示を与え、混乱状態を沈静化させる。
- ② 避難は、震動が収まった後、避難要領に従って迅速かつ安全に行う。
- ③ 避難後、直ちに残留者や負傷者について確認する。
- ④ 負傷者には応急手当を行い、医療機関に連絡及び搬送する。
- ⑤ 二次的災害を防ぐため、給食調理場、調理実習室、理科実験室等の点検を行う。
- ⑥ 津波、土砂崩れ、ガス管の破裂、運動場の地割れ、液状化現象など二次災害の原因となる状況が発生し得るので、特に留意する。

### ③ 火山活動による災害及び風水害、豪雪等

- ① 教育委員会や関係機関の指示等により、緊急下校や避難の措置をとる。
- ② 緊急下校の際には、通学路の安全を確認し、家庭と連絡をとるなどして、下校時機やその方法を的確に判断する。
- ③ 緊急下校の方法や児童生徒等の引き渡しについては、事前に保護者と協議しておく。
- ④ 始業前の場合は、登校の可否を決定し、他の必要事項とともに、その旨を家庭に連絡する。